

会議録

平成31年第1回更別村議会定例会

第1日（平成31年3月11日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 議案第 3号 更別村債権管理条例制定の件
- 第 7 議案第 4号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 5号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第 7号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
- 第11 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	佐藤成芳
建設水道課長	新関保	保健福祉課長	安部昭彦

子育て応援課 宮 永 博 和
教育委員会事務局主幹 伊 東 秀 行
農業委員会事務局 小 林 浩 二

診療所事務長 酒 井 智 寛
学校給食センター主幹 渡 辺 秀 樹

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 局長 高 橋 祐 二
書 記 小 野 山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成31年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日3月11日は、東日本大震災発生の日から8年目となります。被災地におかれましては、今日なお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされ、いまだ行方不明の方もおられます。心からのお見舞いを申し上げるとともに、惨禍の犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するものであります。さらには、我が村と姉妹都市であります東松島市を初め、被災地の皆様の一日も早い復興を切に願うものであります。本村におきましても、今年の胆振東部地震による大規模災害や全道的なブラックアウトの発生の教訓に学び、災害に対する日常の盤石な備えと危機管理に努めてまいり所存であります。

さて、平成30年度もあとわずかになりましたが、計画した事業もほぼ達成の運びとなり、村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力に重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。今年度は、昨年6、7月の低温、長雨による作物への影響が心配されたところではありますが、生産者の高い営農技術とたゆまぬ努力の積み重ねにより、本村農業の粗生産額は昨年の史上最高に引き続き第2位と伺っております。改めて生産者の皆様のご努力に深い敬意を表するものであります。

一方、国内経済におきましては、いまだ地方において景気回復の実感が持てない中、TPPイレブンや日欧EPA、2国間TAGなど、農業分野における相次ぐ国際条約の締結による本村農業への大きな影響が懸念されているところであります。その対策や確実な農業振興を国に強く働きかけていかなければなりません。また、人口減少や少子高齢化の進行のもと、人口減少の克服、基幹産業である農業や商工業の振興、子育て支援や医療、教育、福祉、介護の充実は待ったなしの状況が続いており、豊かで持続可能な村の実現に向かって地方創生、各分野の行政施策を力強く推し進めていかなければなりません。

さて、今定例会は私に与えられた村長としての任期の最後となるものであります。議員の皆様からはこの4年間、多くの貴重なご提言やご意見、さらにはさまざまな角度からのご質問を賜り、村づくりに邁進できましたことに心より厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。まことにありがとうございました。本定例会におきましては、各会計の新年度予算を初め、平成30年度各会計補正予算、条例等の新規制定や一部改正を含む17件の案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、安村さん、2番、太田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月4日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月19日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より19日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承を願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、平成31年2月4日月曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、さらべつ版生涯活躍のまちの取り組みについて。

4、経過、委員5名により、調査事項について企画政策課長、地域開発係長、保健福祉課長及び課長補佐の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果、生涯活躍のまちは、国の地方創生の観点から中高年齢者が地方の「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療や介護を受けることができる地域づくりを推進するものです。

更別村において、平成18年に策定されたリラクタウン構想が一部未整備であったことから、新たにリラクタウン構想の再構築を軸に、多世代交流や既存団体、企業などの多機能連携を通じて「ごちゃまぜ」の仕組みをつくり、全ての村民が役割を持ち、生きがい、やりがいを感じて地域の支え手となり、魅力ある更別を住民主体となつてつくる「さらべつ版生涯活躍のまち」を策定して、実現へ向け3カ年の計画で進めています。

今年度は、基本構想策定をJOCAへ委託し、企画政策課を中心に関係各課が連携し、さらべつ版生涯活躍のまち推進協議会、リラクタウン検討会議、アクティブシニア検討会議を開催し、住民の意見を取り入れるなど、協議、検討を進めてきました。

未整備の障害者自立支援訓練・生活支援施設等の課題は、対象者の確保・調整、事業を運営する人材の確保、事業運営の健全化であります。このたびの基本構想策定の説明では、内在している課題を抱えたまま経過し、現在も運営する事業者の見通しが立っていない状況です。

今後、実施計画へ向け検討を進めていく予定ですが、運営する事業者が中心となり、主体的に関係団体とのかかわりをさらに深め、事業実施へ向け協議し、生産性があり、事業所や利用者の人材難に陥らないなど、持続可能な運営が求められますので、運営事業者不在では前に進みません。

内在している課題を解決し、単なる障害者や高齢者などのための福祉施設や住まいの整備など、箱物行政にならないよう、更別村になくてはならないニーズに応えた「さらべつ版生涯活躍のまち」として自助、共助、公助のもとに健やかで心豊かな生活を送ることができるコミュニティーと地域づくりを官民が一体となり形成し、策定していくことが求め

られる。

以上、報告といたします。

○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

織田産業文教常任委員長。

○織田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、平成31年2月4日月曜日午後1時半。

2、調査場所、更別村議会議員控室並びに更別中央中学校。

3、調査事項、学校施設の管理状況について。

4、経過、委員5名により、調査事項について教育委員会事務局教育次長及び主幹の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果、学校施設の状況については、更別小学校、上更別小学校、更別中央中学校それぞれの施設の概要とこれまでの改修状況、光熱水費の状況などについて説明があり、あわせて現在策定中の更別村学校施設等長寿命化計画についての説明がなされ、文部科学省所管交付金の申請の際に提出が義務づけられている施設整備計画に現在策定中の長寿命化計画を位置づける考えであることが示されました。

長寿命化計画では、学校施設の目的、施設のあり方、施設関連経費の推移、築30年以上の旧耐震基準で建設されている施設もある中で今後の維持・更新コストを踏まえて長寿命化改修の方針、実施計画が策定されることを確認しました。

その後現地調査として、中央中学校校舎・体育館において担当者より説明を受けながら各教室、廊下等の現況を確認しました。築40年以上経過し、老朽化も進み、窓を初めとする断熱性能の低さがうかがわれる状況が見られました。

策定中の計画では校舎の劣化状況評価が低く出ている中学校ではありますが、この10年で1億円程度の改修等を行い施設の延命化が図られている状況でもあることから、長寿命化計画においては児童・生徒が最善の環境で教育を受けることができるように配慮することはもとより、今後の実施計画策定に当たっては、経費・施設のあり方等多方面からの検討を行い早期に計画年次を定め、施設更新に向けた取り組みが望まれる。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1の寄付についてであります、(1)、平成31年3月5日に更別村建設業協会様より現金100万円のご寄付をいただきました。これは、更別村寄付条例第2条第5号、人が育つまちづくり事業に対する指定寄付であります。2つ目として、同日、株式会社山内組様より現金100万円のご寄付をいただきました。これも指定寄付であります。3番目、同じく平成31年3月5日、株式会社ヤマジョウ様より現金50万円のご寄付をいただきました。いずれも寄付の趣旨にのっとりまして、子育て環境等の整備に有効に活用させていただきたいと思っております。この場をおかりして感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

2つ目、競争入札参加指名停止についてであります、別紙を添付してありますので、その別紙をお開きいただきたいというふうに思います。競争入札参加指名停止についてであります。平成31年2月4日に執行した更別村歯科診療所備品購入事業の入札におきまして落札した業者が契約を辞退した件について次のとおり措置しましたので、報告するものであります。1、業者名、札幌歯科器材株式会社帯広営業所。2、措置内容、競争入札参加指名停止。3、指名停止期間、平成31年3月5日から平成32年3月4日までであります。指名停止の理由ですが、平成31年2月4日に実施した更別村発注の更別村歯科診療所備品購入事業の入札におきまして札幌歯科器材株式会社帯広営業所を落札者としたところ、平成31年2月5日、辞退届が提出されました。落札決定後契約締結を辞退する行為は、本村との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、更別村競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2条第1項別表第2の16に定める不正または不誠実な行為に該当することから、規定に基づき指名停止の措置を講じたものであります。

続きまして、3番目、第6期更別村総合計画年度別実施計画(平成31年度～平成33年度)についてであります、これにつきましても別紙として添付をさせていただいておりますので、お目通しをお願いするものであります。

4番目、更別村上下水道経営戦略策定についてであります、別冊、添付しております資料をごらんいただきたいというふうに思います。更別村上下水道経営、戦略策定についてであります、更別村上下水道事業経営戦略策定につきましては、平成28年1月の総務省通知により、高資本費対策地方交付税措置と国からの財政支援措置を受けるに当たり、策定が義務づけられております。今回平成30年度より企業会計に移行したことも踏まえ、資産を含めた財政計画としてそれぞれ更別村簡易水道事業、更別村公共下水道事業、更別村農業集落排水事業、更別村個別排水処理施設整備事業について経営戦略を別紙のとおり策定したものであります。これまでの建設投資に伴う公債費等の負担や維持管理費の増加傾向から、厳しい経営を強いられている現状ではあります、平成31年度に資産管理計画を策定し、施設の老朽度や更新順により必要な建設改良費及び起債額を算定して財政収支計画に反映、同規模、多岐事業体との比較、交付税措置と一般会計繰入金金の基準精査を行い、料金改定等についても検討していく予定であります。

計画の内容については、概要版も添付しておりますので、お目通しをお願いするものがあります。

以上、4点にわたって一般行政報告の補足口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 今村長から上下水道等の経営戦略についての説明受けたわけなのですが、国からの平成28年ですか、指導でもって策定が義務づけられているから策定したという報告でありました。そこで、つくるに当たって、例えば住民周知だとか、それから逆に住民の意見だとか、そういったところをどのような経過をたどってこれをつくり上げていったのか。たしかに過疎計だとか総合計画、いろいろ出てくるとは思うのですがけれども、机上だけでつくってしまったのかどうなのかも含めて、わかれば教えていただきたいなと思います。

○議 長 建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの件なのですが、今回これ国のほうから経営戦略策定というようなことで義務づけられておまして、趣旨としましては公営企業、水道関係とかそうなのですが、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定を義務づけるというか、要請されているところでありまして、今回住民の意見ですとかどういような形でといういようなことで聞かれているのですが、経営戦略の中身につきましてごらんいただけたらと思うのですが、客観的に現状を検証しながら、将来どのようにやっていくかといういようなことのものになってきているものですから、どちらかという今回の件に関しては住民の方の意見等だとかといういような手法としてはおりません。ただ、この計画を立てた後は当然住民にも周知、国にも報告の義務がありますので、行っていきたいと思っております。

先ほどの説明もあったように、この経営戦略をもとに今後資産管理計画といういようなことで、アセットマネジメントですとかストックマネジメントといういような計画を策定して、その中で今後どのような将来的な投資だとかが必要なのかというのをまた計画立てて、その後どのような、極端に言えば一番あれなのは料金的な使用料にも当然影響することなのですが、そういういようなことも踏まえての中身になっておりますので、どちらかというい経営の中身というい、客観的な計画といういようなことになっておりますので、ご了解いただきたいなと思っております。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 流れはわかりました。今課長が言ったように、例えば住民にまともに即影響あるのは、使用料だとか、そういったことだと思うのです。私も従来から言っていますけれども、財政が厳しいから上げたり下げたりするといういのは基本的な考え方だと思うのですが、村の将来考えたときに、そこには行政改革もやっぱり出てくるのだろう

な、それから財政計画も出てくるのだらうなというようなことがあるものですから、当然机上だけでやったというふうには思っておけませんけれども、将来的なことを考えて、その辺丁寧にやっていただきたいなということでもあります。その点何かあったら、方法等について質問したいなと思います。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ご指摘のとおり机上の形ではならないように、改めて国も求めているのは計画性を持って、きちっとした検証をしたものを策定した中で考えていくというようなことの趣旨もあろうかと思しますので、今年度から公営企業会計というようなことで、例えば水道であれば長らく一般会計で行われた営農用水事業も企業会計のほうに移行しておりますので、改めてきちっとした計画の中で検証して行って、当然その中で必要なものとか、見直せるもの等が見えてくるのかなというようなことも考えておりますので、安易にそれによって、足りないから上げるのだということではなくて、持続可能なライフラインとなっておりますので、そのような計画で考えております。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 行政報告の中で2番目の競争入札の参加指名の停止について多少ご質問させていただきたいと思っております。

31年の2月4日に歯科診療所の備品関係の入札行為がなされたということで、その参加業者の中で停止をされました業者の方が最終入札したという形でございまして、基本的に村の入札行為のあり方も含めてということで妥当な措置できたと思うのですが、確かに契約を辞退したということ自体の経過措置がちょっと不明瞭ではないかなというふうな感じがしますので、その点のもう少し詳細についてのご説明をいただきたいと思っております。

なおかつ、この案件につきましてはその後、私の記憶違いであれば申しわけないですが、2月の14日か13日に再入札しているはずですが、再入札を凶っているにもかかわらず、1回目の2月4日執行の金額で落札して、低価格の業者が入札をしたという形になっております。この案件につきましては、確かにそれなりの選定基準に基づいて参加業者を決めているという部分もございまして、それに基づいて粛々と入札行為を実施しているというのは、これは実態的に一般的な理論でありますので、それは当然のことだと思うのですが、一旦入札した業者がいかなる理由があって本契約を結ばなかったかという理論武装がどうも理解できない。今の説明では理解できないということでございまして、まして再度入札行為をして、2月の4日に同額の金額でもって入札行為で最終的にしたという理論もわかりません。基本的にはそれらのことについてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っておりますし、また指名停止期間が本案件について本当に一定期間という、1年間という停止期間で、それで足り得るのかという部分の疑問も多分残ると思っております。それについても見解がございましたら、ちょっと附帯説明していただければありがたいなというふうに思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 詳細な中身ということでございますので、当該業者が契約を辞退した件につきましては、購入予定の備品の一部について、その金額を入札価格に加えないまま入札に参加したということで、入札終了後、その落札金額では契約ができないということで落札者から契約辞退の申し出があったということでございます。

指名停止の期間についてでございますが、先ほどお話ししたとおりの状況で契約の辞退の申し出があったということで、入札制度そのものを理解していないと言わざるを得ない。また、入札の内容、入札金額を十分確認しないまま入札に参加したということで、極めて不誠実な態度と言わざるを得ないと認識しておりまして、更別村競争入札参加資格指名停止事務処理要領で定める指名停止の期間で最も長い1年間という、そういう措置を決定したところでございます。2月14日に再度入札を行いまして、既に契約は締結済みでございます。その入札に係る入札の内容については特に変更があるものではないので、今回この契約を辞退した当該業者を除いた形で再度入札を行って、契約を締結しているということになっております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今説明いただきましたけれども、指名停止の関係につきましては最長で1年間の停止ということで、それは理解できました。

再入札につきましては、私もちょっと記憶が曖昧なところあって、きちっとした日にち言えなかったのですけれども、2月の14日に入札行為を再度しているということでございますけれども、確かに入札事項の備品の内容が変わっているわけではないので、最終的には2月の4日の入札の価格と札が入った金額と同額という形になりますけれども、それ自体の部分が僕らに言わせれば、一般的に見れば再入札ということではなくて仕切り直しというのが正しいのではないかなという感覚一部ございます。再入札になってしまうと、当然参加した入札業者は札を入れるわけですから、当然ながらその内容に基づいてということで大きく価格を下回る。2回、3回と繰り返しの再入札でないですから、予定価格もありますので、その点で落札というのは理解できるわけですが、もう少し手法としては違った手法がなかったのかなという疑念が1つあるわけですし、その点ちょっと払拭できない部分があるのかなということがございます。

冒頭で今課長からご説明いただきましたように、入札参加につきましては認識があった、なかったという理論は、それは我々一般にはわからないわけございまして、入札に参加する業者につきましては、執行者側というか、発注者側の意図をもってきちっと説明をして、内容等も提示した中で多分入札行為に参加するという形になると思うのですけれども、その点が認識が欠落しているという部分で参加したということ自体は、これは一般的に考えると説明の中で理解できる部分でもないわけですし、基本的には参加希望者に対して執行者側というか、発注者側については、こうこうこういう条件でこういう内容なので、まず競争入札に参加してくださいということでご案内申し上げて、その内容の精査に基づい

て多分入札行為に参加すると思いますので、確かに欠落していたという事実があるのでしょうけれども、その点の発注者側の対応も含めて、そういう部分のバランスといえますか、認識の違いが生じるということが今後発生する可能性もありますので、その点の押さえ方もきちっと改善していただかなければならないのではないかと思いますので、その点の対応も含めて何かありましたら、ちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 この件に関しては、医療機器複数を一括の入札ということでございます。当然発注者側としてはその内容も提示しながら、そしてそれを理解して入札に参加をしていただいているということになります。ただ、今回の事例としては、一部の機器について実際は納入できないということがわかり、後日辞退をしたということになります。また、この入札の今回の機器でございますけれども、当然業者によっては入れられる機器、入れられない機器、いろいろございます。これも当初確認しながらやったわけでございますけれども、実際当該業者についてはその一部が納入できないということが後日わかったということでございます。今ご指摘のとおり、やはり発注者側も十分留意しながら今後の入札行為に当たっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第3号

○議 長 日程第6、議案第3号 更別村債権管理条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第3号 更別村債権管理条例制定の件であります。

更別村債権管理条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、村の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)として、村の債権を適正に管理するため、必要な事項を記載した台帳を整備するものとするものであります。(2)といたしまして、村の債権(消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。)及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる事由を規定するものであります。(3)といたしまして、債権を放棄したときには、議会に報告するものとするものであります。

なお、この件につきましては資料を添付しております。

末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

第1条でございます。第1条は、目的でございます。村の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、定義について規定しておりまして、この条例において村の債権を金銭の給付を目的とする村の権利と規定しております。

第3条は、他の法令等との関係について規定しており、村の債権管理に関する事務処理については、法令または他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるものとしております。

第4条は、村長の責務について規定しておりまして、村長は、法令または条例もしくはこれに基づく規則等の定めに従い、村の債権の適正な管理に努めなければならないと規定しております。

第5条は、台帳の整備について規定しておりまして、村の債権を適正に管理するため、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む必要な事項を記載した台帳を備えなければならないことを規定しております。

第6条は、債権の放棄について規定しております。村長は、消滅時効について時効の援用を要しない債権を除いた村の債権について、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができることとするものでございます。地方公共団体の債権には、地方自治法第236条の適用を受ける債権、いわゆる公法上の債権と適用を受けず、民法等が適用される債権、いわゆる私法上の債権が存在いたします。私法上の債権については、地方自治法第236条が定める時効に関する特別の異なる取り扱いを受けないため、相手方の私人が時効を援用しない限り債権は消滅することなく存在し続けることとなります。地方自治法は法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合以外の権利放棄を議会の議決事項としていることから、回収の見込みがない債権についても債権管理の継続を強いられるという状況でございます。本条は、地方自治法第96条第1項第10号に規定する条例に特別の定めがある場合として規定するもので、債権管理の効率化の観点から、時効期間が満了しているにもかかわらず、相手方私人が時効を援用しないときなど一定の場合に議会の議決を要することなく村長の判断で債権を放棄することができることを定めるものでございます。

第1号では、当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき、債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除くものです。

第2号では、債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける村の権利及び村以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

第3号では、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定によ

り、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

第4号では、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について履行される見込みがないと認められるとき。

第5号では、債務者が失踪、所在不明その他これに準じる事情にあり、徴収の見込みがないときと規定し、各号のいずれかに該当する事由が生じたときは当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができることとするものでございます。

なお、本条の規定に基づく債権の放棄につきましては、債権ごとに十分な審査を行った上で決定することとしております。特に消滅時効の完成を理由とする第1号による場合は、漫然と時効期間が経過することのないよう、地方自治法施行令第171条に基づく督促、その後の催告、徴収を適切に実施することにより債権の回収に努めるとともに、私法上の債権は消滅時効が完成した場合において債務者が消滅時効の完成を援用することにより債権が消滅することとなりますので、単に消滅時効が完成したことを理由に安易に債権を放棄することのないよう、滞納の理由や債務者の実態を把握した上で慎重に審査し、決定いたしたいと考えております。

第7条は、報告について規定しており、第6条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならないこととしております。

第8条は、委任についての規定でございます。

附則第1項で平成31年4月1日を施行日とし、第2項でこの条例の施行の日前に発生した村の債権についても適用することとしております。

なお、議案資料として更別村債権管理条例施行規則案を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今の条例制定の関係で、多少詳細について加えていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

まず、第6条の消滅時効にかかわる部分の時効期間が満了したときとの位置づけでございますけれども、一般の人に法解釈をすれと言っても難しいところがありまして、端的に言いますと、消滅時効というのは債権者を含めて一定期間権利を行使しないときに発生するのが消滅時効という形になります。それは債権上でございますので、民法上でいえば166条から174条の2までの該当要件ということで消滅時効が明記されているわけでございますけれども、これは民法上の話でございます。私法上はまた違うということがございますけれども、消滅時効にかかわるといことは権利を行使しないという部分についての経過措置の中で消滅時効が成立するという形でございますから、今課長がご説明いただいたように、権利は行使しますと、権利を行使して、それなりの対応の中で、逆説的に言

えば消滅時効が成立しない旨の努力はさせていただくというご説明をいただきました。

その中で一般的にちょっと理解できない部分というのは、消滅時効が成立するという形のもの具体的な事例なりなんなりありましたら、ちょっと説明いただいたほうが私としてはこの文章がわかりやすいなというふうな気がしますので、それらの具体的事例のご説明ができるようであれば、お願いしたいというふうに思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問の内容は、恐らく民法上の債権で具体的にこのようなものが時効期間がこのように定められているという、そういう事例というご質問かと思えます。

私法上の債権でございますが、これは民法の適用ということになりますので、私法上の債権と公法上の債権の区別というのはなかなか難しいところはございますけれども、判例に基づいて私法上の債権というのが明らかにされている部分もございます。その他、行政処分による債権とはまた別に、債務者の方と対等の立場で契約に基づく債権、これは私法上の債権ということで問題なからうとは思っておりますけれども、それぞれの契約、それぞれの債権ごとに民法上の適用が異なっておりますので、具体的にご説明いたしますと、公営住宅の使用料、これについては時効が5年とされております。同様に、特定公共賃貸住宅の使用料等も公営住宅の使用料に準じて5年でよろしいかと思えます。そのほか、村有地の売払収入、それから宅地分譲の売払収入、これらは一般原則ということで10年の時効期間となるかと考えております。その他、判例で私債権ということが明らかになっている診療収入については、民法の第170条が適用されまして時効期間は3年ということで、これは判例が出ておりますので、これは明らかになっているところでございます。また、水道使用料も、こちら最高裁判所の判決が出ておまして、判例に基づいて私法上の債権ということが明らかになっておまして、これは2年ということになっております。

以上、例示でございますけれども、以上のような内容になっております。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 具体的事例ありがとうございます。私が今心配しているというか、ご質問させていただいている重要な内容としては、消滅時効は当然債権上はあるという形でございますけれども、これは運用によっては余りにも年限が決まっている。短期的な飲食だと1年だとかという時効といいますか、請求権も含めて決まっているということでございますけれども、これを逆論で解釈しますと、権利を行使しないという形になってしまうと、ある意味ではその3年、5年の期間の中で消滅時効が完全に成立してしまう。だから、求償権もないという形になってしまうと思えますので、そうであっては困りますし、またそれらの民法上の規定も含めてそれぞれの時効期間が決められていますから、執行者側としては当然時効にかかわらない中での請求をしていくということで、いわゆる時効中断の手続をしていきながら、請求をしながらという形でございますので、その中では事例としてはそんなに多く出ないのかなという気はしているのですけれども、ただ内容的に一般の人

が読んでしまうとこれは本当に解釈できないというか、消滅時効にかかわる時効期間が満了したとき、端的にこの文面になってしまうと消滅時効自体の対応についての疑問が出てしまいますし、満了という形になればいろんな部分、(2)以降、手法だとかいろんな部分、破産だとかという部分、これは理解できますけれども、単純に考えると債権の求償権という形を条文をもってするならば余りにも、消滅時効の消滅期間が満了したという内容ではちょっと理解に苦しむところがありますし、そうすると行政執行の中でどうあるべきなのかという基本的なものが問われてくる可能性もありますので、その点の対応も含めてもう少し、時効期間というか、わかりましたけれども、その対応をどう図っていくのかという部分も含めてちょっと疑問が残りますので、どういうふうに回答していただければいいのかという部分は私の思いが通じない部分があるかもしれないのですけれども、時効期間が満了しないような形の対応だけはやっぱり図っていただきたいという願いも含めて意見をしているわけでございまして、その点についてなおかつ附帯事項、私としては消滅時効の時効が成立するという事自体の文面が成文として、いわゆる表題、表文として正しいのかどうかという、ちょっとその疑問分もありますので、その点の附帯説明していただければ、最後ですけれども、附帯説明していただければありがたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 債権でございまして、必ず時効というものがございまして、先ほどもご説明いたしましたとおり、時効期間ということがございまして、これが時効期間が完成することによって債権放棄が可能となるような規定ではございましてけれども、やはり住民の皆さんの不公平感がないように債権の回収に努めるということが大前提になりますので、そういうことも踏まえた上でこの条例の適用を適正に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございまして。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今回の関連かと思うのですけれども、例えば一つの例ですけれども、公営住宅に入っていました。その人は、正当な理由、要するにこれらから見れば正当な理由なくして滞納していると、そして10年も20年も入居し続けていると。こういうようなケースもよくマスコミ等に、裁判沙汰になったとかということがあるのです。今安村議員がおっしゃったように、そこら辺だと思うのです。だから、正当な理由がなくして、その債権を持っている人が得をしてしまうというような、こういう制度はよくないと思うのです。だから、例えば民法と、それから税法もありますよね。税法は強制執行できるのです。だけれども、これはできないのです。そうすると、ではどうするのだといったら、裁判しかありません。裁判にかける前の、これは誰がどう見ても条例で債権は、債権放棄ではないですけれども、債権はもうなくしてもいいよと、要するに時効完成させてもいいよと、こういうケースは認められると。

だから、今私が言いたいのは、そのケースと、それから悪徳と言ったらあれなのですけれど

れども、やる気でやっている人、これをごちゃませにしてしまうととんでもない条例になってしまうということで、これを執行するに当たって、規則にも書いてありますけれども、管理するところはどこなのだ。要するに公営住宅だったら、うちでいえば建設水道課ですよ。建設水道課だけで判断するのではなくて、うちでいえば副村長を筆頭にして、そういった検討委員会みたいな、審査会みたいのをつくって、やっぱりそこら辺は慎重にやるべきだなというふうに私は思っているのです。そういったことではないのかなということ、総務課長にもう一回、その辺どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のとおりで、この運用というのは住民の皆さんの不公平感がないよということ、運用していかなければならないということが大前提でございますので、債権放棄に係る審査の方法についても、これは慎重に行っていかなければならないというふうに考えておりますので、その手法についても今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第3号 更別村債権管理条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 更別村債権管理条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

この際、午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第4号

○議 長 日程第7、議案第4号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第4号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

制定の件であります。

更別村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年更別村条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。（1）、災害援護資金の貸付利率について、現行の年3%から年1.5%に改正するものであります。（2）といたしまして、災害援護資金の償還方法について、現行の年賦償還又は半年賦償還に月賦償還を追加するものであります。

次のページをお開きください。次ページは、更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表で説明を申し上げたいと思います。

現行の見出しであります。利率の下線部の後に改正後、「及び保証人」を加筆するものであります。つけ加えるものであります。

また、第14条にあります下線部、「年3パーセント」の記述を「年1.5パーセント」に改正するものであります。

また、その下ですけれども、新しく2として「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。」を加筆。

3として「前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」、これも加筆するものであります。

続きまして、見出し、償還等のところで第15条、下線部ですけれども、年賦償還、下線部「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」とするというふうに改めるものであります。

3号でありますけれども、償還免除に続いての下線部にあります「、保証人」とあるのを、これを改正後削除するものであります。その下でありますけれども、法第13条第1項、令第8条から「第12条」と下線部の記述がありますけれども、これを改正後は「第12条」を「第11条」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

2、経過措置として、この条例による改正後の更別村災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けに適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第4号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 議案第5号

○議 長 日程第8、議案第5号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第5号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村新規就農者受入特別措置条例（平成10年更別村条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、本村における新規就農者の受け入れ要件を緩和し、新規就農者の受け入れを促進するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)として、新規就農者の定義を改めるものであります。(2)といたしまして、新規就農者に対する助成内容を改めるものであります。(3)といたしまして、新規就農者の認定方法を改めるものであります。

本件については、資料を添付しております。

なお、本内産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、議案第5号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明をさせていただきます。

本条例は、平成10年に新規就農者の受け入れ促進を図ることを目的に制定されたもので、

これまでに条例の支援対象となった新規就農者は1件にとどまっており、受け入れ促進に向けた見直しが求められてきたところです。新規就農者の受け入れ促進には、新規就農時の支援のほか、就農に至るまでの研修制度の構築が必須であることから、更別村農業担い手育成センターが中心となって、関係団体や生産者の意見を聞きながら研修制度の見直しを進めてまいりました。今般新たな研修制度がまとまり、平成31年度から受け入れを開始する計画となったことから、あわせて本条例の支援要件等の見直しを行い、研修から就農までの一連の流れを整備するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

条文の説明に移らせていただきます。議案書をごらんください。第1条は、本条例の目的でございますが、村内在住の後継者以外の農家子弟や酪農ヘルパーなどからの新規就農も想定し、現行の「村外から」の文言を削除するほか、所要の文言整理をするものでございます。

第2条は、用語の定義として、本条例の対象となる新規就農者の要件を定めているものですが、現行の「経営責任者の年齢が概ね20歳以上40歳以下で配偶者を有し心身共に健康で、自立経営を営む能力と経験を有する者で次の各号の一に該当する者」を「自立した農業経営を営む能力と経験を有する20歳以上50歳未満の者で村長の認定を受けた者」に改め、現行の第1号から第3号までの規定を削除し、本村の平均規模以上の経営を要件とする定めを撤廃するものです。年齢要件を50歳未満に引き上げる理由は、国が行います農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金制度でございますが、この対象者が50歳未満に引き上げられることから、整合性を図ることとしたものです。

現行の第3条、新規就農予定者認定登録申請及び第4条、新規就農予定者認定登録等の通知の規定は、新たな研修制度では新規就農予定者の取り扱いがないため、削除するものです。

現行の第5条、新規就農者認定申請及び第6条、新規就農者認定等の通知の規定は、改正後は第3条、新規就農者の認定として全文を整理しております。

現行の第7条、奨励金等の交付を全文を改め、改正後は第4条、助成金の交付とし、新規就農者への支援内容を定めるものです。

第1号では、農用地等の賃借料に関する支援として、営農開始から5年間に係る賃借料の2分の1を助成するものですが、現行では賃貸借に係る事業名を規定しておりましたが、これを削除しております。

第2号は、現行では経営開始から5年度目に500万円を交付する規定でしたが、営農初年度から3年間、毎年100万円を交付するよう改めるものです。なお、助成金の額は、管内の同種の支援制度等を参考に設定しております。

第3号は、農用地等を取得するために借り入れた資金の金利助成を行うもので、現行では借り入れ資金の限度を1億円、助成する金利の上限を1.0%に制限しておりましたが、これを削除し、営農初年度から5年の間、金利の2分の1を助成するよう改めるものです。

現行の第8条、奨励金等の申請は改正後は第5条、助成金の申請に、現行の第9条、相

続等に対する措置は改正後は第6条として、それぞれ文言を整理するものです。

現行の第10条、相続等に対する変更承認等の通知の規定は、本条例の施行規則で手続を定めることとし、削除するものです。

現行の第11条、奨励金等の減額及び返納は、改正後は第7条、助成金の減額及び返納とし、文言を整理するものです。

現行の第12条、新規就農者認定協議会の設置の規定は、今般の新規就農者対策における研修制度等の見直しに伴い、更別村農業担い手育成センターの新規就農者認定会議がその機能を担うよう整理していることから、削除するものです。

現行の第13条、規則への委任は、改正後は第8条に条番号を繰り上げるものです。

附則として、本条例の施行日を平成31年4月1日とするものです。

なお、議案資料に施行規則の一部を改正する規則案がございます。本条例に基づく各種手続の方法及び様式等を定めているもので、今回の一部改正条例との整合性を図る所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 この条例の定義を図る上で、第2条に関しましていえば大分緩和された感じがあるのですが、更別村は改めて新規就農者に対してどのような人たちを求めているのか、今後のスタイル、ビジョンというものが見えているのであれば、もうちょっと説明していただければと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今般定義の中で平均規模以上というものを撤廃したところでございます。ご存じのとおり、本村農家戸数の減少に伴いまして経営面積が年々拡大している状況で、現在では50ヘクタールに届く平均規模となっております。新規就農を進める上では、当初から50ヘクタールの農用地等を取得しながら経営を開始するというのは非常に大きなリスクも伴うところでございまして、現実的にはもう少し小規模なものから受け入れをしないと新規就農は進まないのではないかというふうに言われているところでございます。今般その上限を撤廃することで、50ヘクタールに満たない30ヘクタール程度でも就農が可能な素地を整えたところでございます。更別においては、現在畑作4品、酪農、畜産等の経営スタイルがございまして、今回経営スタイル等も特に制限を設けてはございませんので、多様な就農に対応したいと考えているところでございまして、営農に関しましては、新規就農者におきましては生産が中心になることを想定してございまして、販売等の兼ね合いもございまして、トータル的な販売可能な品目、そういったものにも思慮しながら、関係機関と調整を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員　そもそも論になるかもしれませんが、この条例を見た中では単純に、ああ、これはどこの誰でも農家をやりたい人は入ってこれるのだなという感触を受けたわけなのです。かなり改正されましたから。ところが、今事前の説明を聞く中においては、どうもこれは今まで更別村が行ってきた土地利用型農業の継続を目指しているのかなと。今課長の説明を聞きますと、経営体にはこだわらないと、どういう経営体でも入ってこれるということは、これからにおいては農業を考えていったときには恐らく共同で行う法人経営もあるでしょうし、またほかの町村で見られますけれども、園芸施設ですか、ハウス、あるいはもう一つ飛躍すると水耕栽培を行うような農業も成り立っております。そういう方が希望して、今研修制度を前段でうたわれてしまったのですけれども、研修はほかの町村でやってきて、別に更別で研修しなくても新規就農で更別へ入ってきたいという場合は可能なのかなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議　長　本内産業課長。

○産業課長　ただいまのご質問にある研修制度の内容で、研修を他町村等で行った場合の取り扱いでございますけれども、今般見直しを行った研修制度は大きく3つのステップがございます。1つ目には農業、農村体験を行う体験研修、これは1週間から1カ月程度、その研修を受けた方の中で就農を希望される方にありましては実践研修という次のステップに進みます。こちらは3カ月を1期として最長4期まで、1年間という流れでございます。この実践研修を行っていく中で、就農計画、これを策定していただいて、この計画が1期ごとに策定のタイミングがあるのですけれども、この計画が認められた方については最終の就農研修、こちらは実践研修の期間を含めて最長3年間というふうに予定をしております。実践研修を1年行った場合は、就農研修の期間は最長で2年間ということになります。

この就農研修を修了した際に最終評価を受けて、就農という流れになるステップでございますけれども、実践研修に移る方が実際には新規就農を目指されている方ということになるかと思いますが、こちらの体験研修を経ないで実践研修に移行できるケースとしては、例えば酪農ヘルパーをやっていたとか、農業、農村を体験するまでもない方については実践研修スタートということも想定しております。他町村でどのような研修をされてきたのかということと、それが本村の農業経営の中、更別村の農業の中でどのような形で評価できるかということに関しましては認定会議、先ほどお話ししました担い手センターの中の認定会議を設置しますので、こちらで関係機関とも協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますが、現在のところは体験研修、最低でも1期は必要なのかなというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○議　長　4番、織田さん。

○4番織田議員　更別の体験研修といえば、今までの土地利用型農業を基本とした研修をさせていると思うのです。私の言うのは、更別にない経営形態、いろいろありますよね。

6次化もそうです。そういうことを希望している若者というか、これから農業に夢を持っている方多くおられると思います。それをこの研修で縛ってしまうということは、更別にその人たちは新規就農で入ってこれないというふうにとられても私は仕方ないと思うのです。ところが、この条例を見るとそういうことは一切書いてありませんから、見た人は恐らく私も更別へ行ってできるのだなど、では頑張ってみようかという形で出してくると思うのです。その段階で、あなたは更別で研修していないからだめですよと、そういうこの条例というのは、本当にこれから新規就農する人を更別に迎え入れて村の農業の発展、村の発展を考えたときには果たしてこのような条例の縛り方でいいのかなというのが私の率直な疑問ですので、この辺を答弁お願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、条例の中ではそのあたりがちょっと見えない部分があるというようなご指摘でございます。この条例の定義の中にございます新規就農者の中で、村長の認定を受けた者ということになっているのですが、ここが実際には就農計画、先ほどお話をしました就農計画というものの策定が認められた方、これは担い手センターの担い手会議の中で関係機関がそろってこの方の就農計画を認めるというようなものができた方に対して、その後村の支援ということで条例が位置づけられてございます。おっしゃられるとおり、更別でないスタイルの場合どのように就農計画を認定していくのか、こういったことについては実践として体験ができる場所というのが確かにない品目もあろうかと思いますが、そこに関しましても体験研修として実践研修、体験研修、それぞれ生産者の方は登録をしていただく形になりますが、現在では体験研修の受け入れ可能農家が45軒、実践研修の受け入れ農家が25軒という形で協力を得られる形になってございます。この25件の実践研修の農業者の方、品目はない形にはありますけれども、普及センター等の協力も得ながら、更別の中でその営農を目指したいということであれば、研修の方法はいろいろ工夫をしながら考えてまいりたい。その中で就農計画が認定がされれば、村の条例の適用に申請ができる素地が整うというふうな流れでございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 これが最後の質問になるわけなのですが、ストレートに言います。ここに規則がありますよね、その中で農協がかんでおります、資金云々というところに。ということは、やはり農協が管理する農産物でなければ栽培できないということになるわけなので、そうなるのであればこれから考えられるのは、産直、あるいは大手スーパー、あるいは外食産業に納品するような契約栽培したいという若い農家の人、あるいは6次化を目指しているんなものをつくって、農産物を中心につくったものを実際加工して自分で売りたいのだと、そのためにまず更別村へ入って農業をしたいのだと。そこで生産をして、それを加工して売りたいのだと、そういう方に果たして窓口を開いているかということ、既に研修で縛ってしまって、更別の農家で研修しなければだめなのですと。これでは私は入ってこれないと思うのです。

俺が言ったらちょっと変なのですけども、これからの10年、20年の農業を考えたときに、今までの更別の土地利用型農業が今6次化が叫ばれている中で果たして時代に適合しているかという、私はそうでもないと思うのです。そういうことを目指す人に大いに入ってきていただきたいと考えたときには、もっとオープンにして、確かに研修施設の議論もわかりますけれども、それはそれ、片方は片方で、やりたい人には大いに入ってきてもらうような条例をつくっていかないと、これは今までの条例を少し入りやすくしただけの条例で、果たしてこれで農業をしたいという新しい試みを持った人が更別に入ってきて村の活性化になるかというのは疑問を感じているわけで、どうしても研修にこだわるのか、あるいはそういう夢がある、希望がある人は村長サイドのあれで新しく農家に参入していただけるのか、その辺の余裕を持っているのかどうか、最後の質問にしたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 研修にこだわると申しますか、就農計画を認定するために必要な流れというようなことで、その方の人となり、また経営に関する意欲、そういったものをこの研修の中でも推しはかってまいりたいと考えているところでございます。更別村にないスタイルの就農を拒むものではございませんで、ただ本当にその就農が実現可能かどうかということと、そこを十分見きわめながら、その見きわめが可能な方には支援を行うというような形の制度でございます。更別村のこの条例の適用がなければ、更別の中で農業ができないというものでは決してございませんが、関係機関等で、いってみれば無理な就農計画でチャレンジをしたいというような場合にあって、どこまで村が後押しできるかというところは非常に難しいところもあるかと思います。今般はそういったことの素地が整った方に対する支援の条例というようなところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今の織田議員とちょっと重複するかもしれませんが、この条例の根本は経営者という視点で条例がつくられているという、私もそういうふうには思っているのです。ところが、新たに農業者を目指しながら、将来的には経営というところに行くのでしょうかけれども、そこら辺のアプローチの条例がここでは見えてこないという理解をしているのですけれども、それが1点と、あと先ほども言いました農協がなぜここに絡むかという、最初に2点質問したいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 本条例の対象が経営者を対象としているところでということでございますけれども、経営に関しましては支援を行う経営体として新規就農していただくという形になりますので、支援の対象となるのは経営を開始しようとしている方ということになります。経営をみずから望まない。農業に例えば就職をしたいというようなニーズも昨今あるかと思えます。こちらのほうは、こちらの条例の支援の対象というカテゴリーから除かれますが、流れとしましては実践研修を経て就農計画を立てないで農業に就職するということ

も想定はしてございます。こちらに関しては単なる就職というような扱いになろうかと思っておりますので、特段の支援の対象とはしていないところでございます。なお、別の地元雇用の助成金等の制度がございますので、雇用された農家の方はそちらの助成金の対象になろうかなというふうに思っております。

あと、農協が関与する理由ということでございますが、この研修制度のところでもお話をいたしました更別村農業担い手育成センター、こちらは農協、農業委員会、更別村と関係機関が入っているところでございまして、こちらのほうで研修から就農計画の樹立までサポート、また認定をしていきたいというふうに考えているところでございます。今般従来の制度と同様でございますけれども、就農するに当たっての支援に関しましては村のほうは村の責任において支援を行うところでございますが、同様の支援、これまでも農協のほうも支援をしてきているということもございまして、就農計画、資金計画含めてサポートといいますか、協力関係が必要かというところでございまして、農協経由での書類の申請というような形を継続というスタイルをとってございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そうしますと、規則で言っている必要な審査関係機関からの意見聴取の上というふうなところは、今おっしゃるような恐らく担い手の認定会議等かなというふうに思うのですけれども、そこに例えば農協さんがいたり、いろんな方がいるという想定を考えたときに、なぜ村のこういう支援が農協というものを媒介としなければならぬかということが私にはちょっと理解できないのですけれども、行政的な考え方としてどうしても農協にこだわりがありましたら、再度お答え願います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 更別村の農業スタイルといいますか、農業の形の中では、本村1農協ということもございまして、農業振興策については農協と二人三脚という言い方が適切かはわかりませんが、協力しながら協力、連携のもとに進めてまいっているところでございます。村としての考えということでございますので、村のほうで判断をしながら適切に進めていくことも当然必要かと思っておりますが、経済的な経済活動といいますか、農業関係、商業関係も同じでございますけれども、各種支援においては商業関係でも商工会を経由しながら書類を出していただいたり、農業関連については農協さんとも連携をしながら進めていくというようなスタイルをとってきているところでございます。とはいいましても、最終的に決定をするのは村でございますので、書類等はそういう流れをとらせていただいておりますが、適切に村のほうでの判断をしてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今まさに更別の農業形態が更別の農協、農業スタイルということなのです。ですから、ここが、このスタイルが悪いと言っていないのですからね。このスタイルは、

当然従前どおりもっと強力的に進めなければならない部分がたくさんあると思います。ところが、片方では違う農業形態、先ほどから織田議員が言っているように、その道を閉ざしてはいけないと思うのです。ややもすると閉ざされているというふうにならないですかという大きな課題が僕はあると思っていますのです。ですから、これは一般質問でも用意していますけれども、農業スタイルにはいろんな形があるのではないかと。これは人口増にもつながるという考え方が私はあるものですから、もう少し農業という幅を広げる考え方に立って、もっとやりたいことを自由にやれというのではないけれども、それは村が育てていく。純農村地帯の農業を育てていくという意味では、もっと個人の受け入れに対応するような、農業形態をもっと自由に活発にできるような、そういう条例が必要ではないかなと私は思うのですけれども、もしその辺のところについてお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、更別村においていろいろな形態の農業スタイルを営んでいただくということは非常に村としても好ましいこととは思っております。それが農協のスタイルに縛られるのではないかなというふうなご指摘なのかなというふうに思っておりますが、農協の中でも園芸に関しては更別の中では今取り組まれておりませんが、例えば畑作のほかに野菜の品目等、新しい品種もふえながら進められているところでございます。こういったものも実際には経済行為ということで生産から販売までご自分で行うという力のある方もいらっしゃるのかもしれませんが、えてして本当に農家を目指したいという方の中には本当に素人の方もいらっしゃるわけで、その中でハウス園芸をやりたいと志す方もいらっしゃるのかなというふうには思っております。そういった方に今後の経営をサポートする役割、それを全て村が担えるかというと専門的な職員の配置等、もろもろ難しい面もあろうかと思っております。

農協のほうにも新しいスタイルに関しましては村のほうからも働きかけをしながら、そういう方が経営困難に陥らないよう、やっぱり共同の同じ更別の農業者の仲間という位置づけをしていただきながら、いろいろなスタイルに取り組んでいただくということを村のほうとしても伝えてまいりたいと思っておりますし、そういうことを進める上でも連携が必要なかなというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 関連というか、おおむね質問したい事項というのは重複する部分ありますので、その点はお許しいただきたいと思っておりますけれども、第2条の規定の中で20歳以上から50歳未満については国の支援対策も含めて新規就農にかかわる者の年齢の改正ということで、50歳にするのが正しいかどうかは、それは論議はちょっと別にして、それはそれなりの意義があるのかなというふうには思っておりますけれども、現行の(1)番から(3)番の部分というのは、これはあくまでも更別村が新規就農として迎えたい就農希望者に対

して明確にこういう部分を明文化して、こういうことであれば新規就農で申請してくださいという、ある意味では優しく問いかけている項目なのです。それをざっくり今回は削除してしまったということになってしまうと、幾らこの中で条例の論議をしても、一般的に新規就農を希望している人たちがこの改正条文を見て、更別村を選んでいただけるかという、私は考え方が逆で、選んでくれないのでないかなというふうに思っています。

というのは、この条例自体は北海道内、全国も含めて各市町村条例持っています。新規就農に対する条例持っています。それぞれいろいろ工夫しながら、独自性を出しながら条例を制定しています。新規就農したい根幹である部分の重要部分の心臓部を今回削除してしまって、オープンにして、あくまでも来たい人が来れるような体制つくりましたという言い方の説明を今していただきましたけれども、僕は逆にこの条例自体は後退しているのではないかなというふうに感じています。というのは、新規就農者はどの都道府県も含めて選択することができる中で、具体性のない中で新規就農してくださいという呼びかけして、誰が来れるのかなという部分をまず疑問視しております。新規就農を迎える意味で、この条例については、現行とは言いませんけれども、変えたのであれば、変えた中のある程度の明文的な条文を示して促すというのが、僕はこれが原則ではないかというふうに考えています。

しつこいようですけれども、この具体的な条項を、規模だとかなんとかは別にしてですよ、経営形態も含めて全く削除してしまったという部分についての検討経過についてご説明いただければというふうに思っています。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 現在の新規就農者の定義を全て削除してしまったということで、この条例、当初ご説明しましたとおり、およそ20年ほど前に制定されたものでございます。その当時の平均規模の営農スタイル、また現実的に就農が可能であろうという、そのぐらいの平均規模ぐらいの面積がなければ経営が成り立たないのではないかということも踏まえた中で、基準ということで設定がされていたものというふうに思っております。20年経過しまして、当時の平均規模でいきましたら40町までない形だったのかなというふうに思っております。現在も更別の中で農業をされている方の中には40ヘクタール未満の経営面積の方も多数いらっしゃいます。そのぐらいの規模であれば経営が成り立っているという実績を踏まえた中で、基準だったのかなというふうに思っております。現在それが50ヘクタールということになりますと、更別の中でもそこまで達していない方が、当然平均でするので、いらっしゃる中で、当時でも30ヘクタール程度で就農ができるということのものをハードルを下げた30ヘクタールとするのが適切かどうかということも議論したところなのでございますけれども、そちらについてはあえて基準を設けなくて、何ヘクタールで営農を行うにしても、それが就農計画の中でどんな作物をつくって、どういう収益を上げるのかということを見定めるということでございますので、面積要件等を全て撤廃したところでございます。

また、そういうものを示さないことが更別村が選択される場所から一歩下がってしまうのではないかというようなご意見でございますけれども、そちらに関しても更別村の農業自体をPRしていくということが大切なのかなというふうに思っております。こういう支援があるからというのはあくまで2次的な要素として、その方の就農される本当の意欲、そういったものがまずは更別村が行っている農業を見ていただきながら判断をしていただくのがいいのかなというふうに考えているところでございます。

なお、せんだって12月に補正をさせていただきます、担い手センターのほうに農業人フェアの参加の助成をさせていただいたところでございます。1月に東京のフェアに行ったところでございますが、全国で257ほどのブースがある中で、北海道では114のブースが出てございまして、それぞれ農業をPR、地元をPRしているところでございます。本村のブースにも、限られた時間の中6名の方に説明をさせていただいて、4月以降その中から3名の方が既に体験にも来たいというような意向を示されている方も出てきているということでございますので、こういった全国区の農業人フェア等にも参加しながら、村の農業をPRしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今説明いただきましたけれども、これは条例であって、確かに今課長がご回答いただきましたように、農業に対する更別村のPRというのは、これは併用して実施していかなければならない部分だとは思いますが、正直言います。だけれども、基本的に今3名という形の実習も含めてという要望があつてということでございますけれども、それはそれとして、PRはPRとして、基本的にはこの条例というのは対外的に公表するものでありますので、最低基準、最終的には村長が認める、村長が計画書に対して審査するという部分もあるでしょうから、それはそれとして、最低規模なり、経営形態がどうのこうのではなくて、規模数がどうのこうのではなくて、農業の多様性を認めていくのであれば、この項目はやっぱり明記していくべきだと思います。面積でなくても、いかなる部分の農業という全体的な中で受け入れる明文がないと、この条文では一般の人が見ても十分理解できる条文ではないというふうに私は感じています。

この条文については、ここ心臓部なのですよ、私の考え方の中では。心臓部がなくて、ただ漠然と新規就農条例変えましたという中ではなかなか目にとまらないし、実習という体制も含めてなかなか入ってこようという形にはならないと思います。今実習という、前段も各議員から質問がありましたけれども、実習という部分で曖昧な中で、更別で実習入れますよとうまいこと言っても、基本的には畑作と、申しわけないですけれども、酪農、畜産しかないわけではないですか。野菜農家といっても、それは専業農家でやっているわけではないですから、畑作プラス野菜をやっているわけですから、主たる経営は畑作でございますので、そう考えると実習制度といいますけれども、それは補完的に規則で決めていく、実習期間だとか、いろんな部分決めていくでしょうけれども、条例の中でその分も

規則の中でも全くうたわないで、では実習来てくださいよと言ったときに、基本的には更別村の農業を体験するという形になってしまうと、実際的に実践的にやっている方がやっぱり体験の学習になると思うのです、新規就農者にとっては。そうすると、経営ができる、できないの話もしますよね、実習先では。なりますよね、具体的には。

ほかのことやりたいということになると、説明いただきましたけれども、普及センターのご協力や何かいただきますよとか、いろんな部分の多面的な支援団体の名前を挙げていますけれども、基本的に更別村で農業ができるという仕組みづくりの根底論からいうと、更別村の今の主要な基幹作物が中心になった実習しかできないわけですよ、基本的には。この地でやるとなるとです。まして就農という形になってしまうと、限られた中でやっていきますという話になってしまうと、それは新規就農希望者の選択肢の一つとして更別村はあるかもしれないけれども、実際的に新規就農という形で結びつく形にはなかなかないのではないかなというふうに捉えるのが僕は正しいというよりも、それが普通ではないかなというふうに思っているのですけれども、その点の押さえ方です。しつこいようですけども、その点がやっぱり曖昧だし、それを規則か何か、ほかの規則で補完するのであれば別かもしれませんけれども、条例できちとうたう以上はやっぱり明確性も必要でないかなと思うのですけれども、その点の考え方はどうなのでしょう。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 本条例につきましては、更別村で就農を行う就農計画が認められた方に対する支援を行う条例ということでございまして、先ほどの答弁の中にも申し上げましたとおり、この条例の適用がなければ更別村の中で農業ができないというような縛りのあるものではございません。そのあたりは、実際に今この制度の見直しを進め、体験研修の見直しを進めた背景には、確かに更別にない営農スタイルの方を受け入れながら村の発展に寄与するということが当然視野には入れているところでございますけれども、課題でございました後継者不足の農家の後継者を新規就農で確保しようというところが根本のスタートとして捉えているところでございます。後継者のいない農家の方、5年以内に引き継ぎができないと見込まれている方も数件いらっしゃいます。こういった方々の経営をそのまま継続していただくというのも新規就農の重要なものであるというふうに認識してございます。また、さらにそういったところにはよらないスタイルのものも拒むものではないということで、条例の中ではそういう基準等をなくしたところで設定をしているところでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今産業課長言ったことは十分わかるのです。これ確認なのですけれども、例えば以前更別ではイチゴ栽培ちょっと試験的にやった経験があると思うのですけれども、更別に来てイチゴ栽培したい。それから、野菜農家の人が来たいといったときには、今の説明で私は正しいと思うのです。あのときのことを思い出してみても私ちょっと思っていたものですから、意見になるのか、ちょっとわからないのですけれども、その際に例えばハ

ウスもつくらなければならない、それから土地も必要だ、人手も必要だ、何でもかんでも必要になってくるのです。そこで、村は当然助成事業をやっていかなかったら新規就農者がふえていかない。こういうような問題があったと思うのです。

だから、今の新規就農のこの条例はあくまでも後継者対策だとか、要するに農家がこれから減っていくという部分を防止するだとか、そういったような目的で私はつくってきたと思うのです。当然そこには資金かかりますから、現金的な支援も当然していくというようなことで何年かやってきた。それを今改正したのだ。だから、今私がちょっと述べたいというか、聞きたいのは、イチゴ農家だとか、私らが更別で農業やっている中で今までそういった形態って余りないですよ。そういったものをまた別な支援策をつくっていくのかどうなのかということを書いていただければ、この条例の今の提案の理由がわかってくると思うのです。その点どうでしょう。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 今ご質問いただきましたイチゴの栽培ですとか、野菜ですとか、更別にないスタイルが行われる場合の村の支援の考え方というようなものになろうかと思えますけれども、現在の条例に関しましては、先ほどお話ししましたとおりに後継者対策を中心にとすることで、そこに多様な農家の方にも門戸を広げている体でつくらせていただいているところでございますが、さらに本当に多様なスタイルの中で必要な支援というものが我々も未知数なところもございます。そういったところに関しまして現実、現状を見ながら、その方が更別村の中でさまざまな研修等の中で必要と思われることが、支援の必要があるというようなものがございましたら、そういうものは検討してまいりたいというふうに、この条例が全てで、この枠にはまらなければ全てのものが支援の対象とはならないというようなことを言っているものではございませんので、そういったことも含めて今後とも検討、議論を進めてまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長 長 西山村長。

○村長 今るる本内課長のほうから説明させていただきました。織田議員さん、ご指摘ごもっともであります。そして、安村議員さんのご心配、そして村瀬議員さん、上田さんのいろんなご指摘、私は本当に理解をさせていただいたと思っています。

この新規就農者の部分については、何回もご議論いただきました。私は、かれこれあれから、皆様のご指摘を受けてから、これを何とかしなければだめなのではないかというようなご指摘を受けてから、はやもう4年を経過しようとしています。何としても、条例にありました我が村の酪農、畜産でも平均規模ということで、当時20年前に想定されていた規模よりもはるかに大規模化しております。そういう中で、本当に新規就農者がここに入ってこようとした場合、この条文が一つの足かせになってなかなか参入してこれないというような現状が事実としてあったと思います。これは、撤廃をするというか、どのような方でも入ってきていただいているという姿勢を示しながら、基本的には課長がご説

明申し上げましたとおり、後継者対策、担い手対策、そこはやっぱりきちんとして、本村の基幹産業の農業を、今どんどん機械化もされ、大型化もされ、ましてや家族労働の中でいろんな形でいろんな充実、基盤整備等を行っているわけですけれども、そこはやっぱり盤石な体制として、これは持続可能な農業経営を村としても一生懸命下支えというのですか、一緒になってやっていかなければいけないというふうに思っています。

あと、土地利用型とか、織田議員さんの指摘とか、いろんな形態あります。その部分については、その部分も想定した部分でこの条例には加味されるのだと。いろんな細かいところの規則とか、いろんな部分でありますけれども、その新規就農者のご希望やいろんな形態によっては、本村での研修の部分でもその制度の見直しをしてきましたけれども、それでも十分とは言えませんし、村がいろんな形でどのようにかかわっていくかという点ではやっぱり検討もしていかなければいけないというふうに思います。ですから、先ほどから課長が申しておりますとおり、基本的には後継者、農業の村のそういうふうな持続可能なところを基礎に置きながら、新規参入者に対しては門戸を開くという形で、今まで改正をできなかった部分を今回この部分の新規条例ということで改正をさせていただきたいということで、ぜひともご理解をお願いしたいと思います。

細かい部分については、再度いろんな部分を担い手センター、あるいはJAさん、普及センター、関係機関との調整、あるいは協議をしなければならないということは重々承知しておりますので、今後その点については必ずいろんな具体的な事例等に関してはいろんな協議を行い、また機会のあるたびに議会のほうにも報告をさせていただきながら、今回この条例についてご理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第5号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第6号

○議 長 次に、日程第9、議案第6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村水道事業給水条例（平成10年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）の一部改正に伴い、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）が一部改正されたことから、布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格要件に係る更別村水道事業給水条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、そこに（1）から（5）ありますけれども、この中身は既に新旧の加筆の条文になっておりますので、簡単に要旨といたしまして申し上げたいと思います。学校教育法の一部改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が定められましたことから、布設工事監督者及び水道技術の資格要件に専門職大学に係る要件を加えるほか、技術試験の選択科目から水道環境を削除するのが要旨であります。

それでは、条文に従って説明をさせていただきたいと思います。次の次のページをめくっていただきます。更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

更別村水道事業給水条例の一部を次のように改正するものです。

現行、見出し、布設工事監督者の資格のところにあります第37条の（3）、3号になりますけれども、学校教育法による短期大学、それから下線部あるわけですが、短期大学の後ろに改正後、左側のページになりますけれども、「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加筆、さらにその下段の現行、卒業した後の下線部、左側、「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」と加筆するものであります。

続きまして、中ほど、（6）、6号ですけれども、1行目の学校教育法に「よる」と下線部がありますけれども、学校教育法に「基づく」に改めるものであります。

続いて、下段のほうです。(8)、8号ですが、上水道及び工業用水道、下線部、「又は水道環境」とありますけれども、「又は水道環境」の文言を削除するものであります。

次のページにまいりまして、第38条、(2)でありますけれども、2号でありますけれども、これも卒業した後の後に、左側、「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加筆し、そしてその2段下でありますけれども、卒業した者の後に改正におきましては「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」をつけ加え、加筆するものであります。

中ほどにまいりまして、(4)号でありますけれども、これも同じく、学科目以外の学科目を修めて卒業したというところの後に下線部ありますけれども、この後ろに改正の部分では「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を加筆するものであります。続きまして、その2行下でありますけれども、同項第3号に規定する学校の卒業者の後ろに、改正では「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を新たに加筆するものであります。

そして、次のページへ移りまして、なおこの条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択した者は、改正後の更別村水道給水条例第37条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験うち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすというふうにするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 ここでちょっと休憩を入れます。

午後 1時36分 休憩

午後 1時52分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎字句の訂正

○議 長 審議の途中ですが、村長より議案第6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件の訂正について発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 大変申しわけありませんでした。文言の修正をさせていただきたいと思いません。

改正後の第37条、(3)、3号ですけれども、2段目の下線部です。同法による専門職大学の前期課程にあつては、終了、終わるといふふうになっておりますけれども、修めるといふことで文言を後でまた修正をさせていただきたいと思ひます。また、その下にありました6号の4行目にも同じく専攻を終了した後といふことも、これも終了になっています。ところが、これ現行の部分も終了といふことで、本来であるならば学業を修めたといふふうな、あるいは専攻を修めたといふことで修了といふことでありますので、これについても修正、新規の改正後の部分で訂正をさせていただきたいと思ひます。

長時間にわたり休憩とりまして大変申しわけありませんでした。ひとつよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま村長から申し出のありました議案第6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件の訂正について、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件の訂正について承認することに決定をいたしました。

◎日程第9 議案第6号(続行)

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第10 議案第7号

○議長 日程第10、議案第7号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第7号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件であります。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、農業経営高度化促進事業、災害弱者緊急通報システム利用支援事業及び村史編さん事業の実施に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。

議案資料として更別村過疎地域自立促進市町村計画新旧対照表を配付させていただいておりますので、変更部分は議案資料に基づきご説明を申し上げたいと思います。そちらのほうをご参照いただきたいと思います。

変更部分でございますけれども、まず1ページ目にあります見出しです。20ページの部分で（3）、計画のところではありますが、新規事業名として（9）、過疎地域自立促進特別事業を加筆します。事業内容、農業経営高度化促進事業（更別第3地区）。事業内容につきましては、道営事業に伴う農業経営基盤整備事業負担金であります。事業の必要性につきましては、農業基盤整備の促進を図るため、農家負担分の一部を軽減することから農業者の要望があるということでもあります。見込まれる事業効果でありますけれども、基幹産業の農業への負担軽減は、農業振興に資するものであり、基盤整備事業による土地生産性の向上と農業生産の向上は、農作物の生産性と収益性を高めるもので、地域全体の活性化につながる効果がある。事業主体は道であります。この部分を新しく加筆させていただきたいと思います。

続いて、中ほど、29ページでございますけれども、（1）、現況と問題点であります、居宅サービスの記述の部分で、現行では健康相談等老人保健サービスの充実というふうになっておりますけれども、その後に「と緊急通報システム設置による支援が」必要となっているということで、その下線部を、左側下線部ですけれども、新たに加筆をさせていただきたいというふうに思います。

30ページでありますけれども、（2）、その対策として、在宅福祉の推進ということで、現行では②までですけれども、新たに③、緊急通報システムの設置、支援ということを新しく加筆させていただきたいというふうに思っています。

続きまして、一番下でありますけれども、32ページ、（3）、計画ということで、新規の事業名として（8）、過疎地域自立促進特別事業ということで、事業内容につきましては災害弱者緊急通報システム利用支援事業ということでもあります。事業内容は、緊急通報システム端末機設置、緊急通報業務委託であります。事業の必要性としては、高齢者の日常生活における緊急時の備えとして必要であるということでもあります。見込まれる事業効果で

ありますけれども、設置推進により高齢者の安否確認、健康相談と、精神安定面を含め、安心した生活へ寄与するというものでありまして、事業主体は村であります。

以上をつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、ページをめくっていただきまして、上段ですけれども、38ページ、(1)、現況と問題点の中で郷土芸能の部分で、保存、伝承のため支援を図る必要があるという現行の文章の後ろに、「村の歴史と伝統を振り返り、村民自ら未来を切り開く意識を醸成するとともに、歴史的風致の維持及び向上のため史実を体系的に整理し歴史及び文化の承継を図る必要がある。」という文言を加えさせていただきたいというふうに思います。

その下、39ページでありますけれども、その対策ということで、略の下ですけれども、新たに歴史及び文化の承継ということで、①、村史の編纂ということであります。

続きまして、39ページの(3)の計画の部分では、事業名は過疎地域自立促進特別事業であります。事業内容につきましては、村史編さん事業。事業内容は、村史編さん業務に係る委託事業。事業の必要性につきましては、地域の歴史的風致の維持及び向上。見込まれる事業効果につきましては、史実を体系的に整理し、歴史、文化の承継を図るということで、これも事業主体は村ということで、新しく文言を加筆させていただきたいというふうにお願ひするわけであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第11 意見書案第1号

○議 長 日程第11、意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

総務省調査によると、2017年度の道、道内市町村に働く臨時、非常勤職員は、延べ6.3万人に上り、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収、休暇制度など正規職員との待遇差は大きく、地方自治体における正規、非正規の賃金、労働条件の格差は拡大する一方です。こうした中、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

したがって、国に対して行政サービスの質の確保と臨時、非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記のことを措置されるよう要望し、別紙意見書を太田議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決をされました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 2時06分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員